

**求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧及び適用される訓練科の範囲**

※求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を赤字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容	適用される訓練科の範囲
留意事項 (本文)	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	2	説明会・体験会の開催	P7	受講希望者が訓練コースへの理解を深めることができるよう、同時双方向による事前説明会の開催及びシステム(LMS)の実機体験を可能な限り実施するよう追記しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	3	訓練科の運営	P14	やむを得ず訓練を途中で中止した場合であっても、受講者保護等の観点から、訓練中止後に必要な対応(職業訓練受講給付金支給申請書(様式B-6)の受講証明等)が可能な体制を確保する必要があることを追記しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	4	実施日を定めて実施する科目	P18	実施日を定めて実施する科目に「学科・実技」を追加しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	5	受講時間管理	P21	令和6年5月9日以降に申請した訓練科からは、複数の教材に同時にアクセスできない設定の場合や、受講者が複数の教材に同時にアクセスした際、LMSによりアクセスした各教材について、自動で暦日ごとに受講開始(終了)時刻と受講開始から終了までの時間数が記録・管理できる場合は、受講開始から終了までの時間数に加え、受講開始時刻または受講終了時刻のいずれかの記録があれば差し支えない旨追記しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」及び「令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	6	帳簿の保管	P40	保管が必要な帳簿に、受講者への聞き取り記録(受講時間に疑義があり実施した場合)が追加されました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	7	実施状況の確認	P46	対面指導の確認のため、対面指導時の録画及び録画データの提供を依頼することがある旨追記しました。対面指導を録画する際は、事前に必ず受講者に録画を行うことの説明及び了承を得る必要があります。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
留意事項 (別添)	8	別添3	P60	職業訓練受講給付金、雇用保険に係る各種書類に関するご質問はハローワークに、奨励金等に関するご質問は、都道府県労働局にお問い合わせするよう追記しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	9	別添13(対面指導)	P103	対面指導の最大人数が3名に変更されました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	10	別添13(受講形態の変更)	P104	通所もしくは同時双方向の通信による実施日を定めて実施する科目については、原則として、一度受講者が選択した受講形態は受講者の任意で変更を行うことはできませんが、受講者が訓練中に受講形態の変更を希望する理由があり、訓練実施機関と受講者の間で事前に調整ができれば、変更を行うことは可能です。この変更に係る機構支部への連絡等は不要となります。なお、認定申請時に学科・実技を通信(同時双方向型)で実施する予定で実施施設(教室)を設定していなかったが、受講者から通所での受講形態を希望され、実施施設(教室)を設定する場合は、必ず事前に機構支部へ連絡してください。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	11	別添13(事前説明)	P108	実施日を定めて実施する科目として学科・実技を実施する場合、当該学科・実技の科目が計画された日の直前のユニットの習得度確認テストを修了している場合に限り、当該学科・実技の科目を受講することが可能であることを受講者への説明事項に追加しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	12	別添17	P132	録画視聴による振替が不可の科目に、「学科・実技」を追加しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
様式	13	参考様式1別紙2	P6	氏名記入欄の表記を修正しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	14	A-20-2記入例	P33	実施日を定めて実施する科目に「学科・実技」を追加しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	15	参考様式10	P51	「受験記録」を「受験日」「受験時間数」「受験結果」と項目を明記しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	16	参考様式11	P54	その他の科目に「学科・実技」を追加しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	17	実施様式1-1、1-2	P55-58	記載内容の漏れ・誤りがあった場合、原則は作成した受講者による修正が必要ですが、講師等が修正する場合の取扱いを追加しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	18	実施様式8	P134	対面指導の人数を修正しました。実施日を定めて実施する科目に「学科・実技」を追加しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)